

○サークル活動取扱規程

令和7年3月27日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学内サークルの取扱基準を定めることを目的とする。

(サークル)

第2条 この規程にいう「サークル」とは、本学の学生が建学の理念に即し、専門科目の探求、知育体育の修練、趣味教養の涵養、学生相互の啓発親睦及び民主的団体運営の諸訓練など、学生生活の充実向上をはかることを目的として、自主的に組織される学生主体の課外活動を行う組織をいう。

(サークルの活動)

第3条 サークルの活動は、大学、教職員及び学生相互の信頼と協力とによって、学生生活にふさわしく展開すること。

2 サークルの活動は、各サークルの責任のもと、学内の諸規程や各種法令等の社会的規範を遵守して行わなければならない。

(安全管理)

第4条 サークルが活動するにあたっては、安全に配慮した活動計画を、事前に立てるよう、努めなければならない。また、事件及び事故が発生した場合の対応や体制について、事前に整えておくよう、努めなければならない。

2 サークルが活動するにあたっては、構成員全員が相互に連携し、常に安全に配慮して事故を未然に防ぐよう、努めなければならない。

3 サークルが学内外で活動するにあたっては、定められた期日までに指定された資料等を提出し、活動を届け出なければならない。

4 サークルは活動状況に応じて、関連する各種保険に積極的に加入するよう、努めなければならない。

5 サークルの活動中に事件及び事故が発生した際は、速やかに大学並びにサークルの部長又は顧問に連絡し、相互に協力し合いながら、真摯に対応するよう、努めなければならない。

(部長・顧問)

第5条 公認サークルには、部長又は顧問を置くこと。部長又は顧問は、本学に在籍する専任の教職員でなければならない。

2 部長及び顧問の任務については、別に定める。

(学生代表責任者)

第6条 サークルには、学生代表責任者を置く。

2 学生代表責任者は、学生支援センターと連携を図り、当該サークルの活動及び各種手続等を管理、統括する。

3 学生代表責任者は、当該サークルに所属し、本学に在籍する学生でなければならない。

(公認サークル)

第7条 公認サークルの要件は、次の号に掲げるものとする。

(1) 構成員が10名以上いること。ただし、構成員は本学に在籍する学生に限る。

(2) サークル規約に基づき、自主的かつ独立した活動を行っていること。

(3) 本学に在籍する専任教職員による部長又は顧問を置いていること。

(準公認サークル)

第8条 準公認サークルの要件は、次の号に掲げるものとする。

(1) 構成員が5名以上いること。ただし、構成員は本学に在籍する学生に限る。

(2) サークル規約に基づき、自主的かつ独立した活動を行っていること。

(準公認サークルの設立)

第9条 学生がサークルを設立しようとするときは、第8条の要件を満たしている場合に、定められた期日までに次の各号に掲げる事項を明記して学生支援センター所長に提出、申請することで、準公認サークルとしての認可を受けることができる。

(1) サークルの名称及び略称

(2) 設立の趣旨及び目的

(3) 学生代表責任者及び役員の氏名並びに参加者の氏名

(4) 事業又は活動内容

(5) 運営資金及び会計管理

(6) 学外団体との関係

(7) サークルの規約

(8) その他必要事項

2 準公認サークルとしての認可は当該年度限りとし、定められた期日までに所定の手続きをすることにより毎年度更新するものとする。

3 準公認サークルとしての認可の更新は原則2回までとする。

(公認サークルの認可)

第10条 準公認サークルとして満1年以上活動を続けていて、かつ第7条各号の要件を備えるサークルは、公認サークルとしての認可を受けることができる。

2 公認サークルとしての認可を受けようとするときは、定められた期日までに次の各号に掲げる事項を明記して学生支援センター所長に提出、申請しなければならない。

- (1) サークルの名称及び略称
- (2) 学生代表責任者及び役員の氏名並びに参加者の氏名
- (3) 年間活動計画
- (4) 前年度の活動報告
- (5) 前年度の会計報告
- (6) サークルの規約

3 公認サークルとしての認可は当該年度限りとし、定められた期日までに所定の手続きをすることにより毎年度更新するものとする。

(サークル活動継続届)

第11条 公認サークル及び準公認サークルのうち、活動の継続を希望するサークルは、第9条第2項並びに第10条第3項に準じて、毎年度、定められた期日までに次の各号に掲げる事項を明記して学生支援センター所長に提出、申請しなければならない。ただし、第4号は、公認サークルにのみ該当するものとする。

- (1) サークルの名称及び略称
- (2) 学生代表責任者及び役員の氏名
- (3) 参加者の氏名並びに異動情報
- (4) 部長又は顧問の承認
- (5) 年間活動計画
- (6) 前年度の活動報告
- (7) 前年度の会計報告及びサークル所有の銀行口座管理状況
- (8) サークルの規約

(組織変更)

第12条 サークルの組織変更及び役員、幹事、参加者の異動等、届出事項に変更が生じたときは、速やかに届出なければならない。

(サークルの解散)

第13条 サークルを解散しようとするときは、次に掲げる事項を明記し、学生支援センター所長に届け出なければならない。

- (1) 解散理由
- (2) サークル所有の銀行口座
- (3) 借用中の大学内施設及びサークル所有物品の取り扱い
(便宜供与)

第14条 公認サークルは活動するにあたり、次に掲げる事項について便宜供与を受けることができる。供与の内容及び手続きについては、別に定める。

- (1) 大学内施設の借用
- (2) 大学内物品の借用
- (3) 大学内での広報活動
- (4) 活動経費の一部助成

2 準公認サークルは、特段の事情がある場合に、活動内容の概要を明記して学生支援センターに届け出ることにより、前項に掲げる事項について便宜供与を受けることができる。
(不適切行為への措置)

第15条 サークルが、学内諸規程等及び各種法令等の社会的規範に反したとき、又は学生の身分として相応しくない行為等が認められた場合は、その行為の重大性及び悪質性に応じて、解散、活動停止、公認又は準公認の取り消し等の措置を講じることがある。
(事務所管)

第16条 この規程に関する事務所管は、学生支援センター学生課とする。
(改廃)

第17条 この規程の改廃は、サークル活動分科会、学生支援委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、学生団体取扱要綱（昭和44年5月20日制定）は、廃止する。